

## 第69回全国植樹祭協賛要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第69回全国植樹祭(以下「植樹祭」という。)の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人(以下「企業等」という。)が、植樹祭及び植樹祭関連行事(以下「植樹祭行事」という。)に協賛する際に必要な事項について、第69回全国植樹祭福島県実行委員会(以下「実行委員会」という。)が定めるものです。

### (協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が実行委員会に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 植樹祭行事の実施に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供
- (2) 物品協賛 植樹祭行事の実施に要する物品(以下「協賛物品」という。)の提供
- (3) その他 前各号の他、実行委員会が特に認めるもの

2 前項第2号に規定する協賛物品は、別紙1「協賛物品の例示」を参考に物品協賛を申し込みいただける企業等と実行委員会が協議し決定することとします。

なお、協賛物品には、協賛していただいた企業等の名称及び植樹祭支援呼称を表示することができます。

### (募集期間)

第3条 募集期間は、平成30年4月30日までとします。

### (協賛依頼)

第4条 実行委員会は、公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会(以下「緑化協会」という。)と協力し、植樹祭の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

### (協賛の申込等)

第5条 協賛を申し込みいただける企業等は、あらかじめ第69回全国植樹祭協賛申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を実行委員会会長に提出していただきます。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し第69回全国植樹祭協賛申込受理書(別記様式第2号。以下「受理書」という。)により受理した旨を通知します。

### (協賛金の納入等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、受理書とともに送付される振込依頼書により、実行委員会が指定する受入口座へ協賛金を納入していただきます。

2 協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込金受取書をもって代えさせていただきます。ただし、申込者の希望により、実行委員会会長が領収書を発行することもできます。

### (協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、協賛物品を納品して

いただきます。

- 2 実行委員会は、協賛物品を受納した場合、受領書を発行いたします。
- 3 第2条第2項により協賛物品に企業等の名称及び植樹祭支援呼称を表示する場合の文字サイズ・表示方法等は、実行委員会で指定するものとします。
- 4 複数の企業等から同一の物品協賛の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、申込順に受理するものとします。

(協賛の特典等)

- 第8条 第6条第1項又は第7条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典は、別表2「協賛者特典一覧」(以下「特典一覧」という。)のとおりとします。ただし、第7条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が協賛内容から換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとします。
- 2 特典一覧の区分1については、別途定める要領に基づき取扱うものとします。
  - 3 第2条第1項第3号の規定による協賛者に対する特典の取扱は、前2項に準じるものとします。
  - 4 企業等が複数年(複数回)協賛した場合は、その合計額により算出した額に応じた特典とします。

(協賛金の使途)

- 第9条 協賛金は、その全てを次の各号のいずれかに掲げる経費に充て、目的外使途には一切使用しないものとします。
- (1) 植樹祭行事を広く周知するために要する経費
  - (2) 植樹祭行事の実施に要する経費
  - (3) その他植樹祭の開催に付随する経費で必要と認められているもの

(協賛申込の不受理等)

- 第10条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。
- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は植樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
  - (3) 法令又は公序良俗に反する者
  - (4) 植樹祭について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
  - (5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者
- 2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

附 則

この要綱は、平成27年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

## 別表1（第2条第2項関係）

## 協賛物品の例示

1	広報活動用車両（実行委員会で広報活動等に使用する車両。貸与を含む。）
2	スタッフ用ベスト
3	スタッフ用帽子
4	招待者に配付する物品 （1）配付物入れ紙バッグ （2）手荷物検査用ビニール袋 （3）帽子 （4）ポケットコート（雨具）
5	記念式典で使用する木製品 （1）プランターカバー （2）木製ベンチ
6	式典・植樹で使用する物品 （1）移植ごて （2）軍手 （3）飲料水
7	その他 上記以外に全国植樹祭の実施に要する物品
<p><b>【留意事項】</b> 実行委員会で、協賛物品の規格、色、デザインを指定します。 協賛者は、協賛物品に「協賛者名、植樹祭支援呼称」を表示することができます。 なお、文字サイズ、表示方法等は実行委員会で指定します。 協賛者の植樹祭支援呼称は、次のとおりとします。 「（協賛者名）は第69回全国植樹祭を応援しています。」</p>	

別表2（第8条第1項関係）

## 協賛者特典一覧

区分		500万円以上	250万円以上 500万円未満	100万円以上 250万円未満	30万円以上 100万円未満	10万円以上 30万円未満	1万円以上 10万円未満
1	海岸防災林における企業等植樹機会の提供						
2	全国植樹祭式典等への特別招待枠の確保	(5 枠)	(3 枠)	(1 枠)			
3	大会式典(エピローグ)大型スクリーンでの紹介	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	実行委員会発行の定期刊行物への掲載	協賛者名					
		式典プログラムへの掲載	協賛者ロゴ				
	式典会場協賛者ボードへの掲載	協賛者名					
		協賛者ロゴ					
	全国植樹祭記念誌への掲載	協賛者名					
		協賛者ロゴ					
4	全国植樹祭ホームページへの掲載	協賛者HPへのリンク					
		協賛者名					
		協賛者ロゴ					
5	植樹祭支援呼称・シンボルマーク等の使用						

## 【留意事項】

協賛者の特典区分について

印部分が協賛者の特典となります。

上記「1」について

- ・平成29年12月末日までに250万円相当以上の協賛を行った場合に対象となります。
- ・協賛金250万円で植樹用の苗木を250本ご用意し、以上協賛金額1万円につき1本追加します。  
その他、植樹会場までの交通費、植樹活動に係る傷害保険等、植樹に必要な経費は協賛者の負担とします。
- ・協賛者が植樹した苗木の所有権は、福島県に帰属します。

上記「3」及び「4」について

- ・掲載については協賛金の多い順とし、同額の場合には申込み順とさせていただきます。  
なお、金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順に紹介させていただきます。
- 実行委員会発行の定期刊行物への掲載について
- ・定期刊行物は、平成28年度に1回、平成29年度に3回、平成30年度に1回発行する予定です。
- ・30万円未満の場合は「そのほかにも、 名の方から協賛をいただいております。」と紹介します。

全国植樹祭ホームページへの掲載について

掲載期間は、協賛金の納入後（または協賛物品の納品後）から平成31年3月末までの予定です。

上記「5」について

使用時期は、協賛金の納入後（または協賛物品の納品後）とします。

なお、シンボルマーク等は決定後に使用可能となります。

## 第69回全国植樹祭協賛申込書

平成 年 月 日

第69回全国植樹祭

福島県実行委員会会長

福島県知事 内堀 雅雄 様

住所又は所在地

名称

代表者（役職・氏名）

第69回全国植樹祭に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛の形態（該当する協賛形態を囲んでください。）

資金協賛 ・ 物品協賛 ・ その他協賛

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金額 金 円

納入予定時期 平成 年 月 日

(2) 物品協賛

品名

数量

納品予定時期 平成 年 月 日

(3) その他（機器等の無償貸与、輸送運搬、広告掲示など協賛内容をご記入ください。）

### 3 協賛特典について

(1) 下表の網掛け部分が協賛者の特典になります。

該当する特典について、希望しない項目があれば×を記入してください。

(希望する場合は無記入で結構です。)

区分		500万円以上	250万円以上 500万円未満	100万円以上 250万円未満	30万円以上 100万円未満	10万円以上 30万円未満	1万円以上 10万円未満
1	海岸防災林における企業等植樹機会の提供						
2	全国植樹祭式典等への特別招待枠の確保	(5 枠)	(3 枠)	(1 枠)			
3	大会式典(エピログ)大型スクリーンでの紹介	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	実行委員会発行の定期刊行物への掲載	協賛者名					
	式典プログラムへの掲載	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	式典会場協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	全国植樹祭記念誌への掲載	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	4	全国植樹祭ホームページへの掲載	協賛者ロゴ				
協賛者HPへのリンク							
協賛者名							
5	植樹祭支援呼称・シンボルマーク等の使用						

(2) 貴ホームページのアドレスを記入してください。(協賛金額10万円以上で、第69回全国植樹祭公式ホームページからのリンクを希望する場合のみ記載。)

### 4 連絡先

担当者

所属・役職

電話

F A X

メール

第69回全国植樹祭協賛申込受理書

平成 年 月 日

様

第69回全国植樹祭

福島県実行委員会会長

福島県知事 内堀 雅雄

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、第69回全国植樹祭の開催意義に御理解と御賛同のうえ、貴重な協賛金のお申し出をいただき、深く感謝いたします。植樹祭の趣旨に則り、ありがたく活用させていただく所存です。

なお、事務的ではございますが、協賛金の納入方法等につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

記

1 協賛金の納入方法

同封の振込依頼書により、事務担当窓口である公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会の「ふくしま復興・未来の森づくり基金」口座への納入をお願いします。

【物品協賛の場合】

1 協賛物品の納品方法

別途、御相談させていただきます。

2 植樹祭支援呼称

第69回全国植樹祭協賛要綱第8条第1項に基づく協賛者特典のうち、別表2の区分5で定める植樹祭支援呼称は次のとおりとします。

「〇〇〇（協賛者名）は第69回全国植樹祭を応援しています。」

【担当者】

氏 名

電話番号

メールアドレス